

令和5年度 第4回かすみがうら市地域公共交通会議

日時 令和6年3月25日（月）

午後1時30分から

場所 かすみがうら市役所

千代田庁舎 防災センター研修室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

議案第5号 令和6年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画（案）について

議案第6号 令和6年度地域公共交通運行計画（案）について

議案第7号 令和6年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算（案）について

議案第8号 かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部改正について

議案第9号 かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部改正について

4 そ の 他

5 閉 会

配布資料一覧

- ・ 令和5年度第4回かすみがうら市地域公共交通会議 次第
- ・ かすみがうら市地域公共交通会議構成員名簿
- ・ 議案第5号 令和6年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画（案）について
- ・ 議案第6号 令和6年度地域公共交通運行計画（案）について
- ・ 議案第7号 令和6年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算（案）について
- ・ 議案第8号 かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部改正について
- ・ 議案第9号 かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部改正について

かすみがうら市地域公共交通会議構成員 名簿

該当	No.	団体名	役職名	氏名
第1号	1	かすみがうら市	市長(会長)	宮嶋 謙
第2号	2	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	國下 裕司
	3	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	仲野 俊二
	4	茨城県政策企画部交通政策課	交通政策課長	寺田 明弘
	5	茨城県土浦土木事務所	道路整備第二課長	針谷 直之
	6	茨城県土浦警察署	交通課長	湯本 学
第3号	7	関鉄グリーンバス(株)	代表取締役社長	宮野 裕司
	8	関鉄観光バス(株)	本社営業センター長	大塚 英明
	9	(有)千代田タクシー	代表取締役	染谷 雄一郎
	10	(有)美並タクシー	代表取締役	臼井 忠
	11	霞ヶ浦交通(株)	代表取締役	島田 豊
	12	(有)神立観光	代表取締役	斉藤 日出夫
	13	(有)鶴観光バス	代表取締役	鶴町 乙比古
	14	(一社)茨城県バス協会	専務理事	澤島 政志
第4号	15	(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服部 透
	16	関東鉄道(株)労働組合	書記長	中村 正之
第5号	17	かすみがうら市議会	議長	小座野 定信
第6号	18	かすみがうら市区長会	会長	西尾 晴男
第7号	19	かすみがうら市老人クラブ連合会	会長	佐藤 俊治
	20	かすみがうら市PTA連絡協議会	会長	由波 大樹
	21	かすみがうら市商工会	会長	川井 義久
	22	地域女性団体連絡会	会長	相馬 てる子
	23	筑波大学大学院システム情報工学研究科	教授	谷口 綾子
第8号	24	土浦市	都市政策部長	塚本 隆行
第9号	25	行方市	企画部長	久保田 博
	26	かすみがうら市	市長公室長	横田 茂
	27	かすみがうら市	保健福祉部長	幕内 浩之
	28	かすみがうら市	産業経済部長	松延 孝之
	29	かすみがうら市	都市建設部長	廣原 正則
	30	かすみがうら市	教育部長	坂本 重男

議案第5号 令和6年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画（案）について

月	実施事業
4月	<p>令和5年度決算監査</p> <p>《第1回交通会議》 議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について ・ 令和5年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について
6月	<p>《第2回交通会議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通計画（地域公共交通確保維持事業に係る計画）（案）について
12月	<p>《第3回交通会議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について（生活交通確保維持改善計画に基づく事業 [霞ヶ浦広域バス]）
3月	<p>《第4回交通会議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度地域公共交通運行計画（案）について ・ 令和7年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について 他

議案第6号

令和6年度地域公共交通運行計画（案）について

1 霞ヶ浦広域バス

1 運行目的及び令和6年度の方針

平成24年6月から地域間交通を確保・維持する取り組みとして、玉造駅（行方市）からあじさい館、土浦協同病院を經由して土浦駅（土浦市）までを結ぶ霞ヶ浦広域バスを沿線3市で運行し、持続可能な交通体系の実現に寄与することを目的とする。

令和6年度においては、さらなるサービスの水準の向上を図るため、交通利便性の向上や運賃改正等を検討することで、利用者数及び収支率の向上を図る。

2 運行形態

- (1) 運行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（毎日）
- (2) 運行方法 定時定路線型
- (3) 路線等 別紙1のとおり
- (4) 運行本数 1日5往復（10便）
- (5) 運行時刻 別紙2のとおり
- (6) 運賃 別紙3のとおり
- (7) 運行事業者 関鉄グリーンバス株式会社（石岡市行里川5-18）
- (8) バス車両等
 - ▷ 車両 ノンステップバス
（56人乗り28席）
 - ▷ 台数 1台



（霞ヶ浦広域バス運行車両）

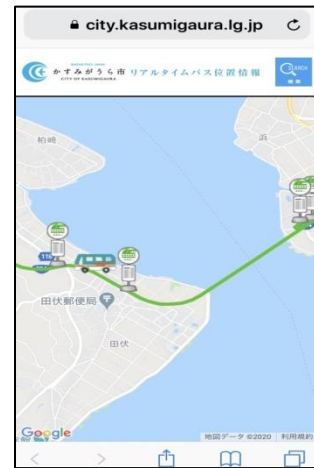
3 運行補助

バスの運行に要する経費は、運行事業に要する経費の総額から運賃収入及び

国庫補助金を控除し、路線距離に応じて沿線3市が分担する。

4 利用促進

- (1) 市ホームページ及び広報誌への掲載
- (2) 1か月1万円又は3か月3万円の特別割引定期券「スクールパス」を継続して販売
- (3) バス車内において、フリーWi-Fiサービスを継続して提供
- (4) スマートフォンなどから走行中のバスの現在位置を確認できるリアルタイムバス位置情報を継続して提供
- (5) 令和6年度中学3年生（受験生）に向けた、茨城県交通活性化会議によるお試し乗車券「エコ通学のススメ」事業に協賛



(リアルタイムバス位置情報ページ画面)

2 千代田神立ライン

1 運行目的及び令和6年度の方針

J R神立駅を拠点として、千代田ショッピングモール周辺の市街地循環並びにJ R神立駅と土浦協同病院を結ぶ路線「千代田神立ライン」を土浦市とともに運行し、バスネットワークの強化を図り、持続可能な交通体系の実現に寄与することを目的とする。

令和6年度においては、千代田神立ラインのあり方について再検討を行い、さらなる市民の生活利便性の向上を図る。

2 運行形態

令和4年4月1日より、より活用機会のある交通網として利用いただくため、商業施設が立ち並ぶ県道戸崎上稲吉線及び神立駅から千代田ショッピングモールへつながる神立停車場線を通過するようルートの一部変更した。

- (1) 運行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（毎日）
- (2) 運行方法 定時定路線型
- (3) 路線等 別紙4のとおり
- (4) 運行本数 1日16便
- (5) 運行時刻 別紙5のとおり
- (6) 運賃 別紙6のとおり
- (7) 運行事業者 関鉄グリーンバス株式会社（石岡市行里川5-18）
- (8) バス車両等
 - ▷ 車両 小型ノンステップバス
（31人乗り15席）
 - ▷ 台数 1台



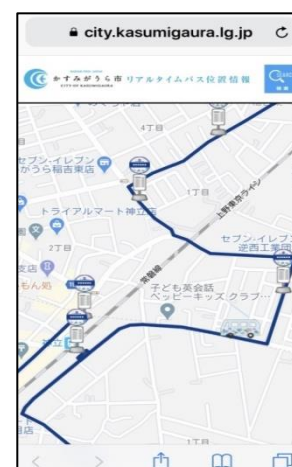
（千代田神立ライン運行車両）

3 運行経費

バスの運行に要する経費は、運行事業に要する経費の総額から運賃収入などを控除した額を、路線距離に応じてかすみがうら市と土浦市が分担する。

4 利用促進

- (1) 市ホームページ及び広報誌への掲載
- (2) バス車内において、フリーWi-Fiサービスを継続して提供
- (3) スマートフォンなどから走行中のバスの現在位置を確認できるリアルタイムバス位置情報を継続して提供
- (4) 令和6年度中学3年生（受験生）に向けた、茨城県交通活性化会議によるお試し乗車券「エコ通学のススメ」事業に協賛



(リアルタイムバス位置情報ページ画面)

3 デマンド型乗合タクシー

1 運行目的及び令和6年度の方針

人口密度の低い郊外において、自家用車の運転が難しい高齢者等の移動手段としてデマンド型乗合タクシーを運行し、持続可能な交通体系の実現に寄与することを目的とする。

令和6年度においては、これまでも乗降箇所を見直し両庁舎や神立病院等への地区越え運行を実施してきたが、さらなる利用者の増加及び生活利便性向上を図るため、市民の移動ニーズのある「土浦協同病院」への区域外運行を検討する。また、令和7年4月からの本格運行を目指し、関東運輸局茨城運輸支局や関係機関等の協議を踏まえ、需要量などを把握するための実証実験を令和6年度に予定する。

2 運行形態

(1) 運行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日（うち毎週月曜日から金曜日）

※ 土日祝日、8月13日から15日まで及び12月29日から1月3日までは運休

※ 予約のない便は運行しない

(2) 運行方法 道路運送法に基づく乗合事業による予約型の区域運行

(3) 利用対象者 かすみがうら市在住で事前に利用者登録のある者

(4) 運行区域等

JR 常磐線を境界線に、千代田地区・霞ヶ浦地区の2区域で運行。（一部乗降箇所において「地区越え運行」、「区域外運行」を実施）

▷ 地区越え運行乗降箇所

（千代田地区）千代田庁舎、千代田ショッピングモール

（霞ヶ浦地区）霞ヶ浦庁舎、あじさい館、ウエルネスプラザ

▷ 区域外運行乗降箇所

(土浦市) 神立駅西口、中貫、神立病院

(行方市) ベイシア玉造店

(5) 運行便数 1日8便

(6) 運行時刻

1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00

※ 霞ヶ浦地区の運行車両1台は、18時便を運行

(7) 運賃 1乗車 300円 (未就学児は無料)

※乗り継ぎの場合は、2乗車分の運賃

※乗り継ぎ不要乗降箇所においても地区を越えた場合は2乗車分の運賃

(8) 運行事業者 市内タクシー運行事業者

(9) 運行事業者 運行車両等

- ▷ 車両 セダン車両
- ▷ 台数 千代田地区 1台
霞ヶ浦地区 2台



(デマンド型乗合タクシー運行車両)

3 運行委託

市内タクシー運行事業者と市地域公共交通会議との間で、乗合タクシー運行事業委託契約を締結する。

議案第7号 令和6年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について

① 収入の部

(単位:円)

款	項	目	本年度予算(A)	前年度予算(B)	比較(A-B)	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	53,235,600	53,235,600	0	市からの負担金
2国庫補助金	1国庫補助金	1国庫補助金	4,907,000	0	4,907,000	
3諸収入	1使用料	1使用料	1,631,400	1,228,200	403,200	乗合タクシー回数券売上
	2預金利子	1預金利子	1,000	200	800	
	3雑入	1雑入	0	5,100,000	▲ 5,100,000	
計			59,775,000	59,564,000	211,000	

② 支出の部

(単位:円)

款	項	目	節	本年度予算(A)	前年度予算(B)	比較(A-B)	摘要
1総務費	1総務管理費	1会議費	報償費	356,000	356,000	0	委員謝金
			食糧費	12,000	12,000	0	飲料(交通会議)
		2事務費	消耗品費	100,000	100,000	0	
			通信運搬費	237,000	214,000	23,000	会議通知、タクシー助成券発送等
			手数料	14,000	14,000	0	振込手数料
2事業費	1事業費	1事業費	人件費	2,240,000	2,180,000	60,000	オペレーター賃金(2名分)
			旅費	24,000	24,000	0	
			印刷製本費	320,000	370,000	▲ 50,000	乗合タクシー回数券・タクシー利用助成券印刷等
			役務費	120,000	120,000	0	オペレーター電話料
			委託料	28,672,000	28,154,000	518,000	乗合タクシー運行事業委託 23,683,000円・オンデマンドシステム管理業務委託 1,590,000円・公共交通利用ガイド作成委託等 3,399,000円
			負担金、補助金及び交付金	27,452,000	27,646,000	▲ 194,000	バス運行事業費補助金 20,108,000円、タクシー利用料金助成費事業 7,344,000円
			使用料及び賃借料	159,000	159,000	0	臨時職員管理システム賃借料
			償還金、利子及び割引料	15,000	15,000	0	乗合タクシー回数券払戻金
			物品購入費	0	0	0	
3予備費	1予備費	1予備費	予備費	54,000	200,000	▲ 146,000	
計				59,775,000	59,564,000	211,000	

※歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

議案第 8 号

かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部改正について

かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 7 号として次の 1 号を加える。

(7) 第 4 条の規定による申請を行う日の属する年度内に、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援自転車等購入助成金交付要綱（令和 6 年かすみがうら市告示第●号）第 6 条に規定する交付を受けている者。

様式第 1 号（第 4 条関係）を別紙のとおり変更する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

改正の要旨

令和 6 年 4 月 1 日付で高齢者運転免許証自主返納支援自転車等購入助成事業が創設されることに伴い過度な支援とならないよう改正を行うもの。

改正の内容

第 2 条第 2 項に新たに第 7 号として第 4 条の規定による申請を行う日の属する年度内に、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援自転車等購入助成金交付要綱（令和 6 年かすみがうら市告示第●号）第 6 条に規定する交付を受けている者を追加。

新旧対照表

かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱 新旧対照表

改正前	改正後
(対象者) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この事業による助成を受けることができない。 (略)	(対象者) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この事業による助成を受けることができない。 (略) <u>(7) 第4条の規定による申請を行う日の属する年度内に、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援自転車等購入助成金交付要綱(令和6年かすみがうら市告示第●号)第6条に規定する交付を受けている者</u>
	<u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u>

【改正前】

様式第1号（第4条関係）

かすみがうら市タクシー利用助成券交付申請書（令和 年度分）

年 月 日

（あて先）

かすみがうら市地域公共交通会議会長

タクシー利用助成券の交付を受けたいので、下記の誓約・同意事項について、誓約及び同意の上、申請します。

住 所	〒 かすみがうら市		
フリガナ		性別	男 ・ 女
氏 名			
生年月日	年 月 日（ 歳）	電話番号	
自動車 運転免許	有 ・ 無 ・ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主返納した ・ 免許取消（期間： 年 月 日まで） ・ 免許停止（期間： 年 月 日まで） 	
介護認定	無 要介護（1・2・3・4・5） ・ 要支援（1・2）	手 帳	無 身体（1・2・3～） 療育（マルA・A・B～） 精神（1・2・3）
申請時 の 居 所	自宅 入院中 施設入所（施設名： ） その他（ ）		

【誓約・同意事項】

- 1 本申請書の記載内容が事実と相違ないことを誓約します。
- 2 タクシー利用助成券の交付後に、助成対象者の要件を欠くことになったときは、速やかにタクシー利用助成券を返還することを誓約します。
- 3 本申請に係る審査及びタクシー利用助成券交付後の状況を確認するため、申請者（助成対象者）並びに申請者（助成対象者）の属する世帯の住民基本台帳の記録、納税状況等に関し、関係機関に照会し、必要な調査を行うことに同意します。
- 4 3の調査事務に時間を要するため、交付決定が申請の翌月以降となったときは、以下の早見表のとおり交付決定月に応じた枚数の助成券交付を受けることに同意します。

【交付決定月別助成券交付枚数早見表】

※交付決定月に応じた枚数を交付します。

交付決定月	交付枚数
4月	52枚
5月	48枚
6月	44枚
7月	39枚
8月	35枚
9月	31枚

交付決定月	交付枚数
10月	26枚
11月	22枚
12月	18枚
1月	13枚
2月	9枚
3月	5枚

受付処理欄		適 ・ 否	決定年月日	年 月 日	
課 長	課長補佐	係長	担当	交付番号	第 号
(事務局長)	(事務局員)	(事務局員)	(事務局員)	交付枚数	枚

【改正後】

様式第1号（第4条関係）

かすみがうら市タクシー利用助成券交付申請書（令和 年度分）

年 月 日

（あて先）

かすみがうら市地域公共交通会議会長

タクシー利用助成券の交付を受けたいので、下記の誓約・同意事項について、誓約及び同意の上、申請します。

住 所	〒 かすみがうら市		
フリガナ			性別 男 ・ 女
氏 名			
生年月日	年 月 日（ 歳）	電話番号	
自動車 運転免許	有 ・ 無 ・ その他	・自主返納した ・免許取消（期間： 年 月 日まで） ・免許停止（期間： 年 月 日まで）	
介護認定	無 要介護（1・2・3・4・5） ・ 要支援（1・2）	手 帳	無 身体（1・2・3～） 療育（マルA・A・B～） 精神（1・2・3）
申請時 の 居 所	自宅 入院中 施設入所（施設名： ） その他（ ）		
助 成 金	かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援自転車等購入助成金交付決定 有（交付決定日： 年 月 日） ・ 無		

【誓約・同意事項】

- 1 本申請書の記載内容が事実と相違ないことを誓約します。
- 2 タクシー利用助成券の交付後に、助成対象者の要件を欠くことになったときは、速やかにタクシー利用助成券を返還することを誓約します。
- 3 本申請に係る審査及びタクシー利用助成券交付後の状況を確認するため、申請者（助成対象者）並びに申請者（助成対象者）の属する世帯の住民基本台帳の記録、納税状況等に関し、関係機関に照会し、必要な調査を行うことに同意します。
- 4 3の調査事務に時間を要するため、交付決定が申請の翌月以降となったときは、以下の早見表のとおり交付決定月に応じた枚数の助成券交付を受けることに同意します。

【交付決定月別助成券交付枚数早見表】

※交付決定月に応じた枚数を交付します。

交付決定月	交付枚数
4月	52枚
5月	48枚
6月	44枚
7月	39枚
8月	35枚
9月	31枚

交付決定月	交付枚数
10月	26枚
11月	22枚
12月	18枚
1月	13枚
2月	9枚
3月	5枚

議案第9号

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部改正
について

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を次のように改正する。

第3条中第3号として次の1号を加える。

- (3) かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援自転車等購入助成金交付要綱（令和6年かすみがうら市告示第●号）第6条に規定する交付決定を受けていない者。

様式第1号（第5条関係）を別紙のとおり変更する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

改正の要旨

令和6年4月1日より高齢者運転免許証自主返納支援自転車等購入助成事業が創設されることに伴い過度な支援とならないよう改正を行うもの。

改正の内容

第3条に新たに第3号としてかすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援自転車等購入助成金交付要綱（令和6年令和6年かすみがうら市告示第●号）第6条に規定する交付決定を受けていない者を追加。

新旧対照表

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(対象者)</p> <p>第3条 支援事業の対象者は、申請日時点で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のすべてに該当する者とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 支援事業の対象者は、申請日時点で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のすべてに該当する者とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援自転車等購入助成金交付要綱(令和6年かすみがうら市告示第●号)第6条に規定する交付決定を受けていない者。</p>
	<p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

【改正前】

様式第1号（第5条関係）

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

年 月 日

（あて先）

かすみがうら市地域公共交通会議会長

住 所 かすみがうら市

氏 名

生年月日 年 月 日生

年齢 歳

電 話

携帯電話

すべての運転免許の取消しを申請し、運転免許証を自主的に返納しましたので、関係書類を添えて申請します。 関

1 自主返納日 年 月 日

2 添付書類

「申請による運転免許の取消通知書」の写し

3 乗車券の種類

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー回数乗車券

4 障害者手帳の有無（いずれかに○）

有 ・ 無

【改正後】

様式第1号（第5条関係）

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

年 月 日

（あて先）

かすみがうら市地域公共交通会議会長

住 所 かすみがうら市

氏 名

生年月日 年 月 日生

年齢 歳

電 話

携帯電話

すべての運転免許の取消しを申請し、運転免許証を自主的に返納しましたので、関係書類を添えて申請します。

1 自主返納日 年 月 日

2 添付書類

「申請による運転免許の取消通知書」の写し

3 乗車券の種類

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー回数乗車券

4 障害者手帳の有無（いずれかに○）

有 ・ 無

5 **かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援自転車等購入助成金交付要綱第6条に規定する交付決定の有無（いずれかに○）**

有 ・ 無